

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年10月17日				
意見公募実施期間	2011年8月2日 ~ 2011年8月8日				
PCR原案受付番号	PDE-099				
製品の属する分類	牛乳				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	1	適用範囲	“牛乳”を“紙パック入り牛乳”または“牛乳(紙パック入り)”と訂正すること。	本原案は、「牛乳」を対象にしているのではなく、「紙パック入り牛乳」のみを対象としているPCRであることから、製品の種類と名称を、その内容に合致した「紙パック入り牛乳」とする必要がある。	このPCRは牛乳という製品を対象にしていること、および牛乳の数量ベースで約8割、容量ベースで8割以上が紙パック入りであるという代表性に鑑み、現行通りとします。
2	2	製品の定義	牛乳をPCRの対象とするのであれば、「紙パック入り牛乳」のみに限定することなく、ビン入り、缶入り、プラスチック容器入りの牛乳も含めること。ビン入り、缶入り、プラスチック容器入りの牛乳を除外するのであれば、製品の種類と名称を、「牛乳」から「紙パック入り牛乳」または「牛乳(紙パック入り)」と訂正すること。	「学校給食用の牛乳(いわゆる「学乳」)では、保護者などから、「紙パック入り牛乳」と「ビン入り牛乳」の環境性を問われることがあり、両者のCFPの算定は社会的に意義が大きい。このため、紙パック入りに限定することなく、ビン入りなども含めた「牛乳」を対象とするPCRとすることが必要である。すでに、飲料に関しては、「ビール類」と「清涼飲料」を対象としたPCRが認定されているので、同様な形式で、全ての容器入りの「牛乳」を対象としたPCRに改定する必要がある。	ガラスびんなどの他の容器については、引用をすることになる容器包装PCRの中で、牛乳の実態にそぐわない規定が発見されています。このため、それぞれのPCRの引用について精査が必要であり、今回は紙パックのみを先行させることとしましたので、現行通りとします。なお、将来的には他の容器についても含める意向があります。製品の種類と名称については意見番号1を参照ください。
3	2-1	製品の属する分類の説明	「紙パックに充填された製品を対象とし、ビン入りや缶入り、～当面对象としない」とあるが、限定する理由が不明である。「容器に充填された製品」でよい。	容器の素材による本質的な違いは何もないはずで、広く設定するべきである。「PA-BX:清涼飲料」を参照。	意見番号2を参照ください。
4	2-1	製品の属する分類の説明	紙パック入りに限定して、ビン入り、缶入り、プラスチック容器入りを対象外としている理由が明確ではない。何が問題で対象とできないかの理由を明記しなければならない。	「異なるプロセス等があるために、対象外とした」は理由にならないと考える。計画実施事業者のみなさんは他の容器入りの製品を製造しているため、プロセスが不明ということはないと思う。どうしても困難であるのであれば、清涼飲料のPCRを一部引用する等でも対応できると思う。タイトルは広い範囲だが、PCRの内容は実は紙パック入り牛乳だけというのは、おかしいと思う。	意見番号2を参照ください。
5	3	引用規格およびPCR	「～ただし、このPCRで特例として規定する部分は除く。」とあるが不要である。	各項の特例規定は、その項に適用される特別な規定であることは自明である。	ご意見の通り削除します。
6	3	引用規格およびPCR	紙パックに限定すべきではないという理由から、「ガラス製容器(中間財)」、「金属製容器包装(中間財)」、「プラスチック製容器包装」は引用すべきである。	ストローの袋はプラスチックであり、例えば紙パックをシュリンク包装で複数個の包装も考えられるので、紙製容器包装だけではないと考える。	ご意見が他容器に入った牛乳に関するものであれば、意見番号2をご参照ください。ご意見が付属品や副資材の容器包装に関するものであれば、このPCRでは当該容器包装PCRを引用せず、このPCRで規定しますので、現行通りとします。
7	4	用語および定義	「液体用紙容器」というJISの定義を、「紙パック」という“俗称”にわざわざ定義し直す必要はないのではないか。		消費者にとってわかりやすい名称とするため現行通りとします。
			「副資材」と総称の定義をしているが、「付属品」と「洗浄剤および殺菌剤等」とは、本質が違うのではないのか。	「付属品」は「本体」に付属して、ライフサイクルステージをまたいで下流に送られるものである(PCR原案テンプレート参照)。	ご意見を受けて、容器に貼付されるストローその他これに類するものは付属品とし、洗浄剤および殺菌剤等は副資材として、両者を明確に分けるようにします。
8	6-2 ③	データの収集範囲	「地域差や季節変動の違いがある場合は1年間のデータを収集し、平均を用いて算出する」とあるが、6-3 ①でデータ収集期間を直近の1年間と定義しているため、6-2項は不要。		ご意見の通り削除します。
9	8-1② 8-2② 附属書A	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目	「梱包材」は「副資材」ではない。  「付属品」も「副資材」ではないのではないのか。	4④で、原案作成者自ら定義している。  「付属品」は「本体」に付属して、ライフサイクルステージをまたいで下流に送られるものである(PCR原案テンプレート参照)。	ご意見を受けて(8-1)②および(8-2)②を「副資材調達プロセス」に修正します。  意見番号7の2段目を参照ください。
10	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	(原案でいう)「ユーティリティ以外の投入量」は、原材料調達段階で計上したほうがよい。	「CFP算定結果、表示検証申請書」の「データ入力と算出結果の詳細報告書」等と整合したほうがよい。	2011年4月18日付けPCR原案記入例及びテンプレートに沿って、薬剤など生産段階で入出力が完結するものは生産段階で取り扱うこととしましたので現行通りとします。
11	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	「リサイクルされない固形廃棄物の排出量」は「焼却される排出物」と「埋立される排出物」に分けてデータ収集する必要がある。		ご意見の通り焼却される固形廃棄物と埋立される固形廃棄物に分けて記載します。
12	8-6	その他	【牛乳製造プロセスの薬剤調達...】において、か性ソーダと次亜塩素酸ナトリウムと硝酸の3種に限定しておきながら、「ただし、製造ラインの洗浄および殺菌を他の薬剤で行っている場合は、それらの薬品を対象とする」としているが、表現が分かりにくいので訂正すべき。	「製造ラインの洗浄および殺菌に使用する全ての薬剤」のデータ収集をすることだと思ふ。そして、「試験薬およびその他の薬剤は使用量の絶対値が小さいこと...からカットオフしてもよい」と補足すれば分かりやすいと思う。以上で良くないと思えば、何か収集できない薬剤があるということになると思う。	ご意見を受けて修正します。
13	9 (販売プロセス)	流通段階に適用する項目	「販売プロセス」は暫定対象外だが、「冷蔵・冷凍保管」については計上しなければならないのではないのか。		冷蔵・冷凍保管を含めて販売プロセスは暫定対象外ですので現行通りとします。
14	9	流通段階に適用する項目	宅配の輸送に関する記述がない。	紙パックでの宅配がない？からか。それとも宅配を範囲外とするために、2-1項でガラスびんを対象外としたのか。	宅配は小売り形態のひとつと考えられるため、販売が暫定対象外であることから現行通りとします。
15	9-1 ①、③ 9-2 ①、③ 9-3 ①、③	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	①生産者輸送プロセスと③流通者輸送プロセスと誰が輸送するかで分類しているが、「生産工場から物流拠点」、「物流拠点から小売店」のようにどこからどこまでと規定するのがよい。		ご意見の通り修正します。
16	10-1 10-6	データ収集範囲に含まれるプロセス その他	規定と特例規定に、記述のダブリがあるので、整理したほうがよい。		ご意見の受けて、整理いたしました。
17	10-6	その他	500ml未満の牛乳は冷蔵保管を前提としないという特例は不要ではないのか。	過小評価を防ぐためにも、特例とせず、冷蔵保管を入れたほうがよいと思う。入れる場合でも、シナリオで計上することになると思われるため。	ご指摘を受けて、500ml未満の牛乳については、冷蔵保管されるものがあると想定されるため、保管プロセス(消費者による冷蔵プロセス)を算定対象外にすることができるが、その妥当性は検証の対象とすることにします。ただし、多連パック商品についてはGHG排出量が小さいためカットオフします。
18	11-5③ 13-3	シナリオ 追加情報の表示	「リサイクルの間接影響の算定」の規定は、シナリオの項ではなく、11-6項で算定方法の特例規定をしたほうがよい。13-3では、「間接影響の算定結果の追加表示方法」についてのみ、規定するべきである。		リサイクルの間接影響は、カーボンフットプリントの算定対象に含めてはならないという2010年7月16日付けのカーボンフットプリント制度商品別算定基準(PCR)策定基準に基づき、(13-3)で規定します。
19	11-5	シナリオ	間接影響は「計上する」ではなく、「追加表示として別途算定してもよい」である。	そもそも、11-5シナリオの項ではない。	ご意見の通り修正します。
20	附属書A		「システム境界」外のプロセスは不要である。		ご意見の通り削除します。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
21	附属書B B1		「トラック輸送」と限定するなら「改良トンキロ法」ではないか。		現在のPCRのルールでは、「トンキロ法」に表現を統一しており、現状通りとします。
22	11-3 附属書E	一次データ収集項目	間接影響について、追加表示したいのは非常に理解できるが、消費者が購入したその製品をリサイクル(即ち100%リサイクルに回った場合)した場合の効果か、平均のリサイクル率の現状の効果かをわかりやすく表現しなければならない。	追加表示の表現については非常に難しいと思われるため、PCRで例示したほうがよいと思う。PCR認定委員会で判断していただいたほうが、検証パネルでの検討が難航しないと思う。	ご意見を受けて、わかりやすい表現になるように修正します。
23	附属書E		「規定」ではなく「参考」ではないか。	必須ではないため。	ご意見の通り修正します。
			シナリオではなく、算定方法ではないか。	一次データ収集を規定している。	シナリオとして修正します。
			リサイクルプロセスの範囲に「使用済み紙パックのリサイクル回収」「使用済み紙パックのペーシング」が含まれ、算出方法に「資源回収」「ペーシング」の「GHG排出量原単位」が含まれているが、いずれも“直接影響とのダブルカウント”であり、不要である。	原案作成者の13-3項を参照。	附属書Eは、追加表示できるリサイクル効果算出に関する記述であり、ご意見のプロセスが書かれていても、このPCRで算出するCFP値にダブルカウントは生じません。ご意見のプロセスは、直接影響のみならず、リサイクル効果算出のための間接影響に必要なプロセスであり、直接影響で計上したから間接影響で計上できないとすると、リサイクル効果が過大評価になります。また、直接影響と間接影響で同一のプロセスかつ同一のGHG値を使用したとしても、求めるものが異なるのであって、ダブルカウントとはみなせません。以上から現行通りとします。
24	附属書E		リサイクル効果の算出方法について、記載された式に誤りがあると思われる。	GHGの算定式の第1項(W×RP×VP)は紙パック全量をリサイクルしたときの代替値だが、第2項(W×R×・・・)は現実のリサイクル率での再生負荷しか入れてないので、明らかな過大評価になっている。	ご指摘を含めて、式を修正します。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上